

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和28年鳥取県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則</u></p> <p>（免許申請の手続）</p> <p>第2条 省令第1条の規定により知事に提出する免許申請書には、<u>同条に規定する医師の診断書のほか、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添えなければならない。</u></p> <p>（1）<u>麻薬卸売業者の免許</u></p> <p>ア <u>薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による薬局開設許可証の写し又は医薬品販売業許可証の写し</u></p> <p>イ <u>薬剤師免許証の写し</u></p> <p>ウ <u>申請者が法人又は団体である場合にあっては、登記簿謄本、定款その他申請に係る業務を行う役員の範囲を示す書面</u></p> <p>エ <u>麻薬貯蔵設備の平面図及び立面図並びにその設備の概要を記載した書面</u></p> <p>（2）<u>麻薬小売業者の免許</u></p> <p>ア <u>薬事法の規定による薬局開設許可証の写し</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>麻薬及び向精神薬取締法施行細則</u></p> <p>（免許申請の手続）</p> <p>第2条 省令第1条の規定により知事に提出する免許申請書には、<u>省令第1条に規定する添付書類のほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添えなければならない。</u></p> <p>（1）<u>麻薬卸売業者の免許を申請する者 麻薬貯蔵設備の平面図及び立体図並びに麻薬貯蔵設備の概要を記載した書面</u></p> <p>（2）<u>麻薬研究者の免許を申請する者 研究経歴書及び研究のために使用する設備の概要を記載した書面</u></p>

イ 申請者が法人又は団体である場合にあっては、登記簿謄本、定款その他申請に係る業務を行う役員の範囲を示す書面

ウ 麻薬貯蔵設備の平面図及び立面図並びにその設備の概要を記載した書面

(3) 麻薬施用者の免許 医師、歯科医師又は獣医師の免許証の写し

(4) 麻薬管理者の免許 医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許証の写し

(5) 麻薬研究者の免許

ア 履歴書

イ 研究計画書

ウ 麻薬研究施設の設置者の研究同意書

エ 麻薬貯蔵設備の平面図及び立面図並びにその設備の概要を記載した書面

オ 研究のために使用する設備の概要を記載した書面

(免許証の再交付申請)

第5条 法第10条第1項の規定により免許証の再交付を申請しようとする場合において、その事由が亡失にかかるときは、亡失の事実を証する書面を添えて申請しなければならない。

(業務に関する届出)

第8条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によってしなければならない。

(1) 法第46条第1項の規定による麻薬卸売業者の届出 別記様式第5号

(2)~(4) 略

(麻薬中毒者に関する届出)

第9条 法第58条の2第1項の規定による届出は、別記様式第9号による麻薬中毒者診断届によってしなければならない。

(措置入院費用の徴収)

第10条 知事は、法第59条の4の規定により、法第59条第3号の費用の全部又は一部を措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法

2. 麻薬施用者又は麻薬管理者の免許を申請する者は、免許申請書を提出する際に、当該申請に係る麻薬の使用又は管理の目的に応じ、それぞれ、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許証を提示しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第5条 省令第6条の規定により免許証の再交付を申請しようとする場合において、その事由が亡失にかかるときは、亡失の事実を証する書面を添えて申請しなければならない。

(業務に関する届出)

第8条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によってしなければならない。

(1) 法第46条の規定による麻薬卸売業者の届出 別記様式第5号

(2)~(4) 略

(麻薬中毒者に関する届出)

第9条 法第58条の2の規定による届出は、別記様式第9号による麻薬中毒者診断届によってなければならない。

(措置入院費用の徴収)

第10条 知事は、法第59条の4の規定により、法第59条第3号の費用の全部又は一部を措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法

(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「措置入院者等」という。)から徴収するものとする。ただし、当該措置入院者又はその者の属する世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合は、この限りでない。

2 前項の規定により徴収する費用(以下「措置入院費用」という。)は、月額により徴収するものとし、その額は、措置入院者等の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額)を合算した額を基準として別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(その額が当該措置入院に要した医療費の額を超えるときは、当該費用の額)とする。

3 月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合には、前項の規定にかかわらず、その月の措置入院費用の徴収額は、同項の規定により算定した額に、当該月の入院日数をその月の実日数で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

4 知事は、災害その他の理由により措置入院者等に所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、措置入院費用の徴収額は、前2項の規定による額の全部又は一部を減じた額とすることができる。

別表(第10条関係)

措置入院者等の所得税額の合算額	費用徴収額
1,470,000円以下	略
1,470,001円以上	略

(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者から徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する額は、別表に定めるところにより認定した額とする。

別表(第10条関係)

措置入院者等の所得税額の合算額	費用徴収額
1,500,000円以下	略
1,500,001円以上	略

備考

1 認定の原則

費用徴収額は、月額によって決定するものとし、その額は当該措置入院者並びにその配偶者及び当該措置入院者と生計を一にする民法第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。)を合算した額を基礎として別表により認定した額とすること。ただし、その認定額が当該措置入院に要した医療費の額をこえるときは、当該費用の額をもって費用徴収額とすること。

2. 認定の特例

次に掲げる場合には、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

(1) 当該措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合には所管の福祉事務所長の証明により費用徴収を行わないものとする。

(2) 月の途中で措置入院を開始し又は終了する場合には、その月の費用徴収額は第1により認定した額につき次により日割計算した額とすること。この場合において、1円未満の端数を生じた場合には切り捨てること。

$$\text{費用徴収額} = \text{認定額} \times \frac{\text{措置入院期間の日数}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、費用徴収額は第1又は第2の(2)により認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができる。

別記様式第3号（第7条関係）

麻薬所有高届出書							
						年 月 日	
職氏名		様					
麻薬業務所		所在地					
		名称					
届出義務者		住所					
		氏名又は名称					
麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により下記のとおり麻薬所有高を届け出る。							
免許の種類							
免許の番号							
品名	容器		数量	品名	容器		数量
	容量	数			容量	数	
届出の事由							
届出事由発生年月日							

別記様式第3号（第7条関係）

麻薬所有高届出書							
						年 月 日	
職氏名		様					
		届出義務者					
		住所					
		氏名又は名称					
麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により下記のとおり麻薬所有高を届け出る。							
品名	容器		数量	品名	容器		数量
	容量	数			容量	数	
備考							

備	考
注 略	
別記様式第4号(第7条関係)	
麻薬譲渡届出書	
年 月 日	
職氏名	様
麻薬業務所	所在地 名 称
届出義務者	住 所 氏名又は名称
<p>麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により下記のとおり麻薬を譲り渡したので届け出る。</p>	
免 許 の 種 類	
免 許 の 番 号	
譲 渡 年 月 日	
譲 渡 先	住 所
	氏 名 又 は 名 称
	麻 薬 所在地
	業務所 名 称
	免 許 の 種 類
	免 許 の 番 号
略	
注 略	

注 略	
別記様式第4号(第7条関係)	
麻薬譲渡届出書	
年 月 日	
職氏名	様
	届出義務者 住 所 氏名又は名称
<p>麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により下記のとおり麻薬を譲り渡したので届け出る。</p>	
	譲 渡 年 月 日
	住 所
	氏 名 又 は 名 称
譲 渡 先	麻 薬 所在地
	業務所 名 称
略	
注 略	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。